

平成 30 年度「ゲノム医療実現推進プラットフォーム事業(先端ゲノム研究開発)」公募に関する

Q&A

1. 研究開発の進め方について

	質問	回答
1	若手の解析力を集めてシェアされたデータを再解析していく、という研究開発スキームでの応募は可能ですか？	最終目標に対するアプローチとして有効であると考えれば可能です。
2	5年間で臨床まで完走ではなく、たとえばフィージビリティスタディを実施して臨床につなげるデータを取得する、という計画でも応募可能ですか？	臨床実装に向かう計画であり、臨床実装にむけて次の段階に進めるために今何を行うか明確化させる計画、ということであれば可能です。
3	ゲノム医療実現推進プラットフォーム事業における平成 28 年度採択者を研究分担に加えることは可能ですか？	原則として可能です。ただし、平成 28 年度採択課題と今回応募との研究実施内容の切り分けを明確にし、整合性のあるエフォート率を明示してもらう必要があります。

2. 若手研究者の登用について

	質問	回答
1	若手研究者の登用について、単に大学院生を並べるだけではだめ、ということですが、大学院生は参加できないのですか？	大学院生が実働的に働く研究チームを構成し、OJT(on the job training)で育成されるのであれば、参加することに支障ありません。
2	若手研究者はゲノム研究者に限られますか？	研究チームの中で実働的に働く方であれば、たとえば医師等の医療従事者等も含まれます。多様性を持った提案をお願いいたします。なお、この「若手の登用」は、我が国でバイオインフォマティクス等の人材が定着しない問題の解決に資すると考えています。
3	若手研究者については、採択後公募により具体的に措置することは可能ですか？	採択後に具体的人材を公募することも可能です。なお、登用した若手研究者の人件費は、AMED として別途措置せず、採択し配分された額の中で人件費を賄ってもらうことになります。
4	若手研究者の育成に関する様式を提出するメリットはなんですか？	若手人材の採用、育成する形での計画であることを具体的に示してもらうことにより、評価観点のうち「将来のゲノム医療に必要な若手のバイオインフォマティクスやデータサイエンス関連の人材育成が組み込まれているか」「将来の医療実装のための医療系人材の登用、連携が検討されているか」などに対する対応が具体的に提示されることとなり、事前評価の際の評価要素に加えることができます。

3. データシェアリングについて

	質問	回答
1	取得データについて、制限公開と制限共有のどちらにするかに自分で選ぶことができますか？	取得データの内容及び取得データそれぞれの公開、共有に関する考え方を選択していただき、「データマネジメントプラン」により明示していただきます。このデータマネジメントプラン自体が評価の対象となります。
2	データシェアリングの考え方は分かりますが、制限公開と非制限公開は、どのくらい具体的に記載すればよろしいですか？	AMED のほとんどの事業において、非制限公開と制限公開の件が記載してあります。具体的には、ゲノム等の研究で出てきた成果はNBDC に預けることを推奨しています。従って、研究の成果において公開できるものは公開、研究公開により今後の発展に支障を来すのであれば制限公開、という考え方は従来からあります。今回の公募においては、もう一步進めて「事業内で共有」「研究領域の共有データをなるべく増やす」という方向で検討をお願いいたします。
3	今回のデータシェアはゲノムデータのみですか？オミックスデータは含まれますか？	求めているのはゲノムデータのみですが、付随するオミックスデータについて含めてもらうことは可能です。
4	登録の時期は、原則として、「ゲノム解析終了後2年」又は「論文採択時」のいずれか早い時点までに、となっていますが、この「ゲノム解析終了」の定義を教えてください	FASTQ データが産生された時点、という意味です。